

自主的避難等対象区域（郡山市）の賃貸住宅に居住し、原発事故以前は、平成25年4月に同区域内（本宮市）に建築予定の一戸建て住宅に転居する計画を有していたが、当該転居予定先の方が放射線量が高かったことから、原発事故後、一戸建て住宅の建築を延期し、上記賃貸住宅に居住し続けた申立人らについて、転居予定先の公的除染が平成26年1月に完了していること等を踏まえ、平成25年4月分から平成26年6月分までの上記賃貸住宅の家賃相当額が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### （1）平成25年分

避難費用（宿泊費）

（平成25年4月1日から同年12月末日）

#### （2）平成26年分

避難費用（宿泊費）

（平成26年1月1日から同年6月末日）

### 第2 和解金額

被申立人は、第1項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金705,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

#### （1）平成25年分

避難費用（宿泊費）

423,000円

#### （2）平成26年分

避難費用（宿泊費）

282,000円

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し

て別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年1月30日

（仲介委員 清水貴行）